〇右

県中

民南 地

局域

:

ᄪ

県東

局域

:

깯

文県

化 生

課活

:

 $\equiv$ 

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

平成三十年 六月十三日 (水曜日) 第四千四百六十二号

### ○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 ○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……… ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 公 告 目 告 示 次 (会計管理課) みこ らど 保高 政健 険福 策 福 同 同 同 同 課も 課祉 課祉 : = : : : : : : $\equiv$ $\equiv$ $\equiv$

出 · 先 機 関

県中 民<mark>南</mark> 地 局域 :

껃

### 労働委員会

事 務 局

:

Æ.

### 正 誤

○平成二十八年五月十六日定例告示中…………………… 政健 康 策福 課祉

:

Ħ.

示

### 青森県告示第四百四十九号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

平成三十年六月十三日

所	
在	
地	
指定年月日	

青森県知事

三

村

申

吾

名

落合薬局 グ弘前アルカディア店調剤薬局ツルハドラッ 店い薬局深浦町広戸 称 四の三四津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇 弘前市大字扇町三丁目一の二 十和田市穂並町一の 平成三0・五・

### 青森県告示第四百五十号

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の三第二号の規定に 次の指

より告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

### 青森県告示第四百五十一号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ 当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ の規定により告示する。 る生活保護法」という。) 第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

落合薬局 十和田市穂並	グ弘前アルカディア店 - 弘前市大字扇	山形内科クリニック 弘前市大字松森町	名 称 所
市穂並町一の一	弘前市大字扇町三丁目一の二	·森町一二四	在地
"	三0・ 五・ 一	平成三0・四・一	指定年月日

青森県告示第四百五十二号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告 る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 次の指定医療機関から廃止し 「例によ

平成三十年六月十三日

青森県知事

三

村

申

吾

ヒエルム店 名 称 一 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の 所 在 地 平成三0・三二六 廃止年月日

## 青森県告示第四百五十三号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

薬岡有 局島 調会 剤社	氏名称 名 名は	指定居宅
目一二の三	所在地又は住所主たる事務所の	サービス事業者
指養居 導管宅 理療	の	サ居   ビ宅
む調お つ 落 裏 局	名称	行名サー
三む 五つ	所	事ビフ
の市 二緑	在	業事業
ケ丘	地	所を
三平 ・成 三 二	月	国廃 止 出の
三平 · 成 三	月	廃 止

### 青森県告示第四百五十四号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

平成三十年六月十三日

青森県知事
三
村
申

吾

薬岡 局 調 調 剤 社	氏 名称 又は	事定介護
目一二の三	所在地又は	業防サー
三	住所 所の	- ビ 者ス
理療防介 指養居護 導管宅予	種ビ 類ス の	
む調剤薬 店 局	名称	事介 業護 を予
三む五つの市	所	行うする
二緑 ケ 丘	在地	業ビ 所ス
<b>高平</b> ・成 三	年 月 日 日	国廃 止 出の
三平 · 成 · 三	月	廃 止

### 青森県告示第四百五十五号

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規 定により公示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

Ms安原調剤薬局	深浦町国民健康保険深浦診療所	おかじま調剤薬局むつ店	名称
ファミリオAの2 弘前市安原一の二の	上一〇四の三	むつ市緑ヶ丘三五の二	所
A	二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	丘三五の二	在
安原	7字家野		地
"	三0・ 六	三平 ・成 <sup>奈</sup>	年指 月
	六 六	<u>.</u>	日定

## 青森県告示第四百五十六号

三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村

申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市浪館前田四丁目二九の

柴田 忠

指定年月日

 $\equiv$ 

平成三十年六月五日

 $\equiv$ 売りさばき場所

青森市浪館前田四丁目二九の一

柴田商店

公

# 規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

平成三十年六月十三日

申請のあった年月日

平成三十年六月五日

<u>=</u> 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八甲田自然塾

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 裕志

四 主たる事務所の所在地 十和田市東三番町三二の二五

Ŧi. 定款に記載された目的

系を主たるフィールドとして、食農・医療・環境などエコロジーとヘルスとの連携 デル地域づくりを目的とする。 が共生し、心身ともに健康な人生を維持できる二十一世紀型健康ルネッサンスのモ に関心をもつ十和田市民と首都圏来訪者との交流を通して、ヒトと牛・馬と自然と この法人は、十和田市焼山湯ノ平地区の「ブナニ次林と牧野」からなる里山生態

### 建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成三十年六月十三日

青

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社タリスマン

代表者の氏名 大柳康三郎

主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻六一の四

許可番号 青森県知事許可(般—二八)第一〇〇五八八号

Ŧī. 取消年月日 平成三十年六月四日

兀  $\equiv$ 

取消しに係る建設業の許可

土木工事業、 管工事業、 舗装工事業、 しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に係

一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成三十年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第 一項第四号の規定に該当す

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

平成三十年六月十三日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

商号又は名称 相馬建築

氏名 相馬直樹

 $\equiv$ 

主たる営業所の所在地 弘前市大字大沢字下村元一一五の三

許可番号 青森県知事許可(般—二九)第二〇〇五二四号 取消年月日 平成三十年五月三十一日

四

六 五

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成三十年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

### 先 機 関

出

## 土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 川土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、石 次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七

平成三十年六月十三日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

住 所 の 年 月 日就任及び退任

区役 員 別の

氏

名

細矢

浩志

弘前大学人文社会科学部教授青森県労働委員会委員(公益委員)

伊藤

佑輔

弁護士

大矢

奈美

青森公立大学経営経済学部准教授青森県労働委員会委員(公益委員)

岩谷

直子

弁護士

大澤

實

弁護士 青森県労働委員会委員(公益委員)

氏

名

職

頃の規定は	に人員候補者を次のとおり公示する。(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定は「昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定は「1987年)	する。会規則等	あっせん員候補者を次のとおり公示する。規則(昭和二十四年中央労働委員会規則	次のと-中学	医補者を 二十四年	(昭)	ありませ	 な 担
条及び労	労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労兇	· 一 年 勅	昭和二十	行令(	調整法施	関係	労働	
			氏名等	補者の	あっせん員候補者の氏名等	あっ		
		会	女員	委	<b>罗</b>	<b>.</b>		
11:00	字中川原一三の二	"	"	兼弘	竹内		"	
"	大字石川字野崎三五の一	大字石!	"	作	工藤		"	
"	大字御幸町一の一二	<b>大字御</b> 幸	"	応夫	高橋		"	
<b>등平</b> ○ 成 □ ·	弘前市大字清水森字村元五五の三	大字清 <sub>*</sub>	弘前市-	政五郎	船水	事	理	

三三是退任

一就任

規定により、 び労働委員会

平成三十年六月十三日

青森県労働委員会会長
大
澤
<u> </u>
實

業

正 誤

櫻庭浩	小笠原 裕	斎藤 悦朗	藤本和夫	寺下 一之	北村真夕美	野坂 聡子	内村 隆志	谷川 浩二	小野 武司	山内裕幸
青森県労働委員会事務局長	一般社団法人青森県経営者協会専務理事青森県労働委員会委員(使用者委員)	弘前航空電子株式会社顧問青森県労働委員会委員(使用者委員)	協同組合青森総合卸センター専務理事青森県労働委員会委員(使用者委員)	寺下建設株式会社代表取締役社長青森県労働委員会委員(使用者委員)	株式会社青森経営研究所代表取締役社長青森県労働委員会委員(使用者委員)	オールユニバースユニオン副執行委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	日本労働組合総連合会青森県連合会会長青森県労働委員会委員(労働者委員)	弘前愛成会病院労働組合執行委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	三八五労働組合中央執行委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	全日通労働組合青森支部特別執行委員青森県労働委員会委員(労働者委員)

誤

発発

行年月

号日

区分

番

号 ジペ 1 段

行

健 康 福 祉 政 策 課

正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社「森市第二問屋町三丁目一番七七号」(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 | 毎週月・水・金曜日発行

第四一四七号	·成 三·				
<u>#</u>	Ė į				
五第 号三 四	四第 号三 四				
Щ	11				
下	下				
表中	表中				
会法社 人会 恵福 仁祉	会法社 人会 恵福 仁祉				
八十十 の三和 一番田 町市 一東 の字大	八十十 の三和 一番田 一番田 町市 一東 の字大				
訪介 問護 介予 護防	訪問介護				
ぽンテルホ た   パ   んシ   ム ぽョスへ	ぽンテルホ た   パ   んシ   ム ぽョスへ				
五里字十 六ノ三和 九沢本田 一木市 の字大	五里字十 六ノ三和 九沢本田 一木市 の字大				
会法社 人会 恵福 仁祉	会法社 人会 恵福 仁祉				
六里字十 二ノ三和 沢本田 一木市 の字大	六里字十 二ノ三和 沢本田 一木市 の字大				
訪介 問護 介予 護防	訪問介護				
ぽンテルホ た   パ   んシ   ム ぽョスへ	ぽンテルホ た   パ   んシ   ム ぽョスへ				
八十十 の三和 一番田 一番田 町市 一東 の字大	八十十 五里字十 の三和 六ノ三和 一番田 九沢本田 町市 一木市 一東 の字大				